

1 償却資産の評価

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに下記の式により算出します。

評価額が原則として決定価格となり、その決定価格に課税標準の特例など計算を加えたものが課税標準額になります。

◆評価額…固定資産評価基準による

前年中に取得した資産 … 取得価額 $\times (1-r/2)$

前年前に取得した資産 … 前年度評価額 $\times (1-r)$

※ $1-r/2$ 、 $1-r$ = 減価残存率

※ r = 旧定率法による減価(償却)率

※ただし、取得価額の5%を最低限度とする。

【減価残存率表】

耐用 年数	定率法 償却率 (減価率)	減価残存率		耐用 年数	定率法 償却率 (減価率)	減価残存率		耐用 年数	定率法 償却率 (減価率)	減価残存率	
		前年中 $1-r/2$	前年前 $1-r$			前年中 $1-r/2$	前年前 $1-r$			前年中 $1-r/2$	前年前 $1-r$
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977

※償却資産における償却方法はいわゆる「旧定率法」で行います。現在、法人税等で採用されている定率法のように取得価額の5%未満に評価額が落ちることはありませんのでご注意ください。

■評価額の計算をしてみましょう

1. R7年5月にパソコン(耐用年数4年)を¥250,000で取得した場合(前年中取得の場合)

取得価額 ¥250,000	×	前年中取得のものの減価残存率※ 0.781	=	評価額 ¥195,250
------------------	---	--------------------------	---	-----------------

R8年度の評価額

2. R6年5月にパソコン(耐用年数4年)を¥250,000で取得した場合(前年前取得の場合)

取得価額 ¥250,000	×	減価残存率※ 0.781	=	評価額 ¥195,250
------------------	---	-----------------	---	-----------------

前年評価額 ¥195,250	×	前年前取得のものの減価残存率※ 0.562	=	評価額 ¥109,730
-------------------	---	--------------------------	---	-----------------

R8年度の評価額

※減価残存率は、耐用年数、取得時期によって異なります。詳しくは12ページをご覧ください。

2 課税標準額及び税率・免税点

前記「1 償却資産の評価」において計算し、求めた決定価格が原則として課税標準額となります。

償却資産(固定資産税)の税率は1.4%です。課税標準額(1,000円未満切捨て)に税率(1.4%)を乗じた数字が固定資産税額(100円未満切捨て)となります。ただし、土地・家屋をお持ちの方は土地・家屋・償却資産の課税標準額の総計に税率(1.4%)を乗じた数字が固定資産税額になります。(償却資産に都市計画税は課税されません。)

なお、**償却資産の免税点は150万円です。**償却資産の課税標準額の合計が150万円未満であれば償却資産に固定資産税は課税されません。

※免税点未満でも申告は必要です。必ず申告してください。

3 納期と納付方法

固定資産税の納期は、5月(第1期・全期前納)、7月(第2期)、12月(第3期)、2月(第4期)です。

大津市が送付する納付書でのお支払い以外に、口座振替やクレジットカード等での納付が可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

大津市ホームページ(www.city.otsu.lg.jp/)

→ 届出・手続き

→ 税金

→ 納税

4 国税との主な相違点

制 度	償却資産(固定資産税)	国 税
償却方法	旧定率法	定額法と定率法の選択制
圧縮記帳・減損会計	適用されません	○
特別償却・割増償却		租税特別措置法の適用
増加償却	○※1	○
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価
簿外資産・償却済資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない
事業専用割合による 取得価額の按分	認められません	○
即時償却資産 (中小企業特例を適用して 取得した減価償却資産※2)	事業の用に供していれば課税	取得価額に相当する金額を損金 または必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2) または同法第67条の5

※1 税務署長への届出書の写しの提出が必要です。

※2 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。

ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を利用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

償却資産課税台帳の閲覧について

償却資産の課税につきましては、土地・家屋と同様に固定資産税納税通知書により行います。

償却資産については土地・家屋と異なり資産毎の評価額等を記載した課税明細書はなく、最終的な課税標準額のみを通知しております。これは償却資産の課税が原則、申告どおりに行われるものであり、申告書の控等の数字を12ページや13ページに記載している計算式に当てはめれば償却資産の課税標準額が納税義務者自身で算出できるからです。

なお、評価内容の詳細は固定資産課税台帳(償却資産)の閲覧により確認できます。大津市役所本館1階 税の窓口、又は各支所で申請を受け付けており、償却資産課税台帳を帳票形式でお渡しします。郵送の場合は申請書、本人確認ができる書類の写し、返信用封筒、手数料(定額小為替・現金書留)を大津市役所市民税課宛に送付してください。

閲覧期間：課税年度の4月から5年間

手 数 料：納税義務者1名につき300円(課税年度の4・5月は無料)

大津市 税証明

検索

☆税証明については大津市市民税課のホームページをご覧ください。

■償却資産申告書の記入例

令和8年1月14日 (あて先) 大津市長		令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		2 3 4 5		6	
1 住所 (ふりがな) 520-0037 大津市御陵町 3-1		3 個人番号(本人番号) 1234567890123		8 短縮耐用年数の承認 (有)・(無)		9 増加償却の届出 (有)・(無)	
2 氏名 (ふりがな) 株式会社〇〇商事 代表取締役 大津 二郎		4 事業種目 (資本金等の額) 食品製造業 (10 百万円)		10 非課税標準の特例 (有)・(無)		11 課税標準の特例 (有)・(無)	
5 事業開始年月 昭和34年11月		6 この申告書に添付する 税務士等の氏名 経理課 大津 太郎 (電話 077-523-1234)		12 特別償却又は圧縮記帳 (有)・(無)		13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)	
7 税務士等の氏名 (屋号) 滋賀 一郎 (電話 077-528-2723)		8 色 青		14 報告 (有)・(無)		9	
11 資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品 7 合計		取得価額 前年中に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 計(イ+ロ-△)(ハ) 10,000 4,034,000 5,574,000 3,654,000 905,000 6,314,000 2,000,000 3,565,000 2,000,000 0 895,000 1,655,000 1,360,000 505,500 1,355,000 9,794,000 2,295,500 10,609,000		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 (有)・(無)		16 借入資産 (有)・(無)	
17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)		18 備考(添付書類等) (申告内容) ① 資産の増減あり ② 資産の増減なし		10		9	

- 1** 所有者の住所・氏名 … 法人の場合は、氏名欄に名称、代表者名を記入してください。
共有の場合は、代表者の住所、氏名を記入してください。
また、備考欄に共有者全員の住所、氏名を記入してください。
印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- 2** 個人番号又は法人番号 … 12桁の個人番号又は13桁の法人番号を記入してください。
個人の場合は左側を一字空けて記入してください。
共有の場合は記入不要です。
- 3** 事業種目 … 具体的な業務内容がわかるように記入してください(食料品小売業、自動車販売業等)。
- 4** 事業開始年月 … 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
- 5** この申告書に応答する者の … それぞれ記入してください。**申告内容についてお電話させていただく場合があります。**
係及び氏名・税理士等の氏名
- 6** 短縮耐用年数の承認 … それぞれ該当する方を○で囲んでください。
～ 青色申告
- 7** 市区町村内における … 資産の所在地(住所等)を記入してください。
事業所等資産の所在地
- 8** 借入資産 … [有・無]の該当する方を○で囲み、有の場合は貸主(リース会社等)の名称を記入してください。
- 9** 事業用家屋の所有区分 … 該当する方を○で囲んでください。
- 10** 備考(添付書類等) … **申告内容「1.資産の増減あり」「2.資産の増減なし」の該当する方を○で囲んでください。**
名称変更、合併、廃業、特例適用条項(適用資産数)、添付書類等、参考事項を記入してください。
共有の場合は、共有者全員の住所、氏名を記入してください。
- 11** 取得価額 … 資産の取得価額を種類別に集計し、表を完成させてください。
既申告資産の修正により一部増額がある場合は「前年中に減少したもの」の欄に△で記入してください。
共有資産については、持分を記入するのではなく、資産の総額(各共有者の持分の合算額)を記入してください。

■種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

⚠ 本年度、初めて申告される方は全資産を記入してください。
前年度、申告している方は、増加資産のみ記入してください。

令和8年度

宛名番号
0601234032

種類別明細書(増加資産・全資産用)

2345678

株式会社〇〇商事

9

要目

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 千円	耐用年数	※課税の特例コード	※増加事由			要目	
				年	月				1新品	2中古	3移動 4その他		
01	1	舗装路面	1	5	7	8	10		1	2	3	4	
02	2	立体駐車場	1	5	1	10	15		1	2	3	4	
03	6	テレビ	1	5	7	3	5		1	2	3	4	申告もれ
04	6	パソコン	2	5	8	1	4		1	2	3	4	1月1日取得
05	5	フォークリフト	1	5	2	8	5		1	2	3	4	京都市より令和7年5月移動
06	7	外構	1	5	3	0	7		1	2	3	4	相続により令和7年4月取得
07	6	ゴビー 中古	1	5	7	4	5		1	2	3	4	
08									1	2	3	4	
09									1	2	3	4	
10									1	2	3	4	
11									1	2	3	4	
12									1	2	3	4	
13									1	2	3	4	
14									1	2	3	4	
15									1	2	3	4	
16									1	2	3	4	
17									1	2	3	4	
18									1	2	3	4	
19									1	2	3	4	
20									1	2	3	4	
小計						10,609,000							

注意・[増加事由]の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。
・[取得年月]の欄は、年号が令和以外の場合は「5」を二重線で消して、平成は「4」、昭和は「3」と記入してください。